特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1890号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第６－1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例） **第37条の２**　（略） ２　法第22条の４第１項の規定により採用された職員又は育児休業法第18条第１項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員に支給される月額の特殊勤務手当（前項各号に掲げるものを除く。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定による特殊勤務手当の額に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に支給される月額の特殊勤務手当（前項各号に掲げるものを除く。）の額は、その額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。	（短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例） **第37条の２**　（略） ２　法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員に支給される月額の特殊勤務手当（前項各号に掲げるものを除く。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定による特殊勤務手当の額に一般職員勤務時間条例第３条第３項若しくは第４項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第３項若しくは第４項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第１項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に支給される月額の特殊勤務手当（前項各号に掲げるものを除く。）の額は、その額に一般職員勤務時間条例第３条第２項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第３条第１項又は市町村立学校職員勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号）附則第５条第１項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、法第22条の４第１項の規定により採用された職員とみなして、改正後の特殊勤務手当に関する規則第37条の２第２項の規定を適用する。